

## 第8回 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」議事概要

開催日時：平成23年7月21日（木） 14：00～16：30

開催場所：農林水産省三番町共用会議所内 大会議室

### 【議事次第】

1. 開会
2. ISPM 各国協議案の概要及び論点説明
3. 閉会

### 【議事概要】

ISPM 各国協議案の概要及び論点説明（資料4）

〈主な意見〉

#### 1. 木材こん包材に関連する承認された処理の改正（ISPM No. 15の付属書1の改正）

臭化メチル処理について

- (1) - 1 処理した木材こん包材に臭化メチルが残留し、梱包する品物に移る恐れはないのか。
- (1) - 2 臭化メチルはほとんど残留しないため、梱包する品物に移るといふ知見はない。
- (2) - 1 オゾン層破壊物質である臭化メチルは植物検疫用途には例外的に使用が認められているが、IPPCでも今後、使用を削減すべきではないか。
- (2) - 2 IPPCでも臭化メチルの削減、撤廃に向けて取り組むべきとしており、代替剤の開発に取り組みつつ、臭化メチルの削減を進めている。
- (3) 24時間後の臭化メチルの最低濃度（資料5-2 P5パラ[28]）が規定されているが、CT値は濃度と時間の積であり、処理時間を長くすれば達成できるため、そもそもの考え方がおかしい。最終濃度の基準ではなく、CT値の具体的な計算方法をISPMに掲載すべき。
- (4) CT値の要件の改正点について、更に整理して説明して欲しい。（資料4 P6スライドNo. 12）
- (5) 気化器の使用は必ずしも必要ではないので、「気化器を使うことを考慮すべき」。（資料5-2 P5パラ[34]5.）という記述で十分か検討すべき

熱処理について

- (1) 処理温度を測定する場合、「最も温度が低い場所」を探すのは困難であり、検討が必要。（資料4 P3スライドNo. 6）
- (2) 「処理スケジュールは国家植物防疫機関（NPP0）により規定又は承認」（資料5-2 P3パラ[15]）と記述されているが、国内では、森林総合研究所等で木材の厚さや処理温度について基準を作っている。
- (3) 新たな測定センサーの設置（資料4 P3スライドNo. 6）などが求めら

れると、処理業者は新たに設備投資をする必要が出てくる等の課題が生じるおそれがある。

## 2. 木材こん包材に対する誘電加熱を用いた熱処理 (ISPM No. 28の付属書)

- (1) 誘電加熱処理は木材こん包材内部の分子に作用するため、木材こん包材の強度などへの影響も検討すべき。

## 3. ネットメロンに対するウリミバエの蒸熱処理 (ISPM No. 28の付属書)

- (1) 蒸熱処理は、化学物質を使用する薬剤処理より安全面で期待できる。今後、このような ISPM 案の策定を進めるべき。
- (2) 蒸熱処理は処理機の方式が処理の効果に重要な影響を及ぼすため、処理機に係わる規定を入れるべき。

## 4. 検疫有害動植物となり得る植物の有害動植物リスク分析 (ISPM No. 11の付属書4)

- (1) 外来性の植物について考慮された基準が提案されたことを歓迎し、その他の条約にも波及することを期待。
- (2) 生物多様性に関する基準であり、環境省が主体的に検討すべきではないか。

## 5. ヒメアカカツオブシムシの診断プロトコル (ISPM No. 27の付属書)

- (1) ヒメアカカツオブシムシは、世界的に被害をもたらしている害虫であり、我が国にとっても中国向け精米輸出で付着していないことを確認することが求められるなど植物検疫にとって重要な害虫。同定が難しい種であるため、このような ISPM は各専門家が利用できる資料として重要。
- (2) 基準に「謝辞」を入れる必要はあるのか。他の ISPM と整合させるべき。

## 6. 植物検疫用語集の改正 (ISPM No. 5の改正)

- (1) 特段の意見なし。

## 7. 「広く分布しない」の定義の解釈及び適用 (ISPM No. 5の補足1の改正)

- (1) 特段の意見なし。

### 【結論】

今回の議論を基に植物検疫組織でコメント案を作成。次回は9月13日(火)開催。当該コメント案に基づき議論を行い、IPPC事務局に提出するコメントとする。